

平成25年12月 井手町

12月定例会会議録

井手町議会

平成25年12月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月13日)

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	7
一般質問	7
岡田久雄議員	7
1 空き家対策について	
2 ピロリ菌の検査及び除菌治療の推進について	
3 「雑誌スポンサー制度」の導入について	
西島寛道議員	14
1 本町の健康づくりと環境整備について	
2 人口減少と少子化問題について	
中坊 陽議員	17
1 台風18号の被害と復旧状況について	
2 平成25年度予算の執行状況について	
木村武壽議員	20
1 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律に ついて	
2 京都で一番早くさくらが咲くまちプロジェクトについて	
谷田 操議員	22
1 防災対策について	
2 空家・空地・荒廃農地対策について	
3 今後の介護保険制度について	

報告第 1 3 号	専決処分の報告について……………	3 4
議案第 3 8 号	平成 2 4 年度井手町一般会計、特別会計「国民健康 保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保 険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件……………	3 7
議案第 3 9 号	平成 2 4 年度井手町水道事業会計決算認定の件……………	3 7
議案第 4 0 号	平成 2 4 年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決 算認定の件……………	3 7
議案第 5 4 号	平成 2 5 年度井手町一般会計補正予算（第 6 回）……………	4 4
議案第 5 5 号	平成 2 5 年度井手町国民健康保険特別会計補正予算 （第 2 回）……………	5 3
散会……………		5 3
署名議員……………		5 4

第 2 号（1 2 月 2 0 日）

応招・不応招議員……………		5 5
出席・欠席議員……………		5 5
出席事務局職員……………		5 5
出席説明員……………		5 5
議事日程……………		5 7
開会……………		5 8
会議録署名議員の指名……………		5 8
議案第 5 7 号	工事請負契約について同意を求める件……………	5 8
議案第 5 6 号	井手町営土地改良事業（平成 2 5 年度災害復旧事業） の実施について……………	6 0
議案第 4 7 号	井手町営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する 条例制定の件……………	6 1
議案第 4 6 号	井手町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例 制定の件……………	6 1
議案第 4 8 号	井手町水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条 例制定の件……………	6 5
議案第 4 9 号	井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定 の件……………	6 7

議案第 5 2 号	公の施設の区域外利用に関する協議について……………	7 2
議案第 5 3 号	公の施設の区域外利用に関する協議について……………	7 3
議案第 5 0 号	井手町多賀地区簡易水道事業の設置等に関する条例 の一部を改正する条例制定の件……………	7 5
議案第 5 1 号	井手町多賀地区簡易水道事業給水条例の一部を改正 する条例制定の件……………	7 5
発議第 2 号	2 0 1 4 年 4 月からの消費税増税中止を求める意見書……	7 6
発議第 3 号	特定秘密保護法の撤廃を求める意見書……………	7 7
閉会中の継続調査の申し出について……………		7 9
閉会……………		7 9
署名議員……………		8 1

第 1 号（平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

平成25年12月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

平成25年12月13日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成25年12月13日午前9時58分 議長 村田忠文

閉会 平成25年12月13日午後2時02分 議長 村田忠文

応招議員

2番	西島	寛道	3番	木田	鈴美
4番	岡田	久雄	5番	岩田	剛
7番	古川	昭義	8番	村田	忠文
9番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

2番	西島	寛道	3番	木田	鈴美
4番	岡田	久雄	5番	岩田	剛
7番	古川	昭義	8番	村田	忠文
9番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

9番	丸山	久志	4番	岡田	久雄
----	----	----	----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	田村喜代一	議会書記	乾 浩朗
議会書記	寺井 佳孝	議会書記	菱本 嘉昭

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	汐見 明男	副 町 長	中谷 浩三
-----	-------	-------	-------

教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	西島 栄治
理事兼保健医療課長事務取扱	加賀山 睦	理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一
理事兼上下水道課長事務取扱	松山 正伸	理事兼同和・人権政策課長事務取扱	西島 楠博
会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長 兼 務	藤林 学	教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼務 自然休養村管理センター館長兼務	池田 清隆
企 画 財 政 課 長	脇本 和弘	税 務 課 長	中島 一也
住 民 福 祉 課 長	嶋田 昌弘	高 齢 福 祉 課 長	花木 秀章
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	奥山 英高	建 設 課 参 事	畑中 智博
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	山口 敏彦	学 校 教 育 課 長	小川 淳一
社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長 兼 務	木村 坂次	学校給食センター所長	藤崎 裕司

議 事 日 程

別紙のとおり

会 議 に 付 し た 事 件

別紙のとおり

会 議 の 経 過

別紙のとおり

平成25年12月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第1号〕

平成25年12月13日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 報告第13号 専決処分の報告について
- 第6 議案第38号 平成24年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件
- 第7 議案第39号 平成24年度井手町水道事業会計決算認定の件
- 第8 議案第40号 平成24年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第9 議案第54号 平成25年度井手町一般会計補正予算（第6回）
- 第10 議案第55号 平成25年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）

議事の経過

議長（村田忠文） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦労さんでございます。

平成25年12月定例会を開会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、年末を控え公私極めてご多用のところをご出席賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日、汐見町長より12月定例町議会を招集されました。提案されております各議案につきましては、慎重にご審議をいただきますとともに、理事者各位につきましては適正かつ明確な答弁をいただきまして、住民の信頼と負託に応えられますよう期待いたします。

寒さもますます厳しくなっておりますが、議員並びに理事者をはじめ関係各位におかれましては、体調管理に十分注意をしていただき、ますますご健康にてご精励賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、平成25年12月井手町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定によって、9番、丸山久志議員、4番、岡田久雄議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月25日までの13日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（村田忠文） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月25日までの13日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例制定の件6件、平成25年度補正予算2件、協議案件2件、専決処分1件の11件であります。並びに一般質問は5名であります。

なお、本日の会議は、皆様のお手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

それでは、審議を行います前に、今期定例会に町長より挨拶をいたしたい

旨申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに12月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年の瀬を控え、何かとご多用中のところをご参集いただきまして、まことにありがとうございます。平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

さて、9月から11月ごろまでの3カ月間は文化祭など行事が集中しております。私も住民の方々の声を聞くことのできる大切な時期であります。私もこの間多くの住民の方々と接し、貴重な意見や要望等を聞かせていただきましたし、町政への期待の大きさも再認識することができました。

これからも健全財政を維持しながら、住民サービスを後退させることなく、もし歳入が不足する事態になっても、これまで積み立ててまいりました基金を有効に活用しながら、本町が抱えております課題の解決や住民の皆様からお聞きしたことなどをできるだけ予算に反映できるよう努めてまいりたいと考えております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第46号、井手町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例制定の件ほか10件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第46号は、公共下水道使用料の引き下げ及び消費税を外税とするための条例の一部改正であります。

議案第47号は、福島復興再生特別措置法の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第48号は、給水申し込みの際の分担金の消費税を外税とするための条例の一部改正であります。

議案第49号は、水道料金の消費税を外税とするため等の条例の一部改正であります。

議案第50号及び議案第51号は、いずれも多賀地区簡易水道において白坂地区の開発区域に給水するため等の条例の一部改正であります。

議案第52号及び議案第53号は、いずれも白坂地区の開発区域における公の施設の区域外利用に関する協議について、議会の議決を得ようとするも

のであります。

議案第54号は、平成25年度一般会計の補正でありまして、補正総額は1億4,934万8,000円の増で、補正後の一般会計予算は39億5,471万2,000円であります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず、総務関係では、来年度執行予定の京都府知事選挙費に288万1,000円、井手町議会議員一般選挙費に171万9,000円、それぞれ計上いたしております。

次に、民生関係では、子ども・子育て支援制度に対応するためのシステム改修に36万円計上いたしております。

次に、衛生関係では、がん検診推進事業の精算による返還金に67万円、保健センターにおける健康管理システム改修に16万5,000円、それぞれ計上いたしますとともに、井手共同墓地の地盤の調査業務に460万円、城南衛生管理組合の負担金に167万1,000円、それぞれ計上いたしております。

次に、農林水産業関係では、9月に発生した台風18号により、多賀第2共同てん茶組合施設などの災害復旧事業に対する補助に380万円計上いたしますとともに、大正池グリーンパーク周辺でマツクイムシによる立ち枯れの被害が発生しておることから、その防除に310万円計上いたしております。

次に、教育関係では、京都府指定登録文化財等の保護のための助成に100万円計上いたしますとともに、住民グラウンドの改修に30万円計上いたしております。

次に、災害復旧関係では、町道15号線と土木施設災害復旧事業に9,315万円計上いたしますとともに、大正池管理道路等農業施設災害復旧事業に2,250万円、片原山林道等林業施設災害復旧事業に840万円、井手地区農地災害復旧事業に500万円、それぞれ計上いたしております。

以上が歳出予算の主なものでありまして、その財源といたしましては、国・府支出金7,752万9,000円、分担金及び給付金75万円、繰越金1,356万9,000円、町債5,750万円計上いたしております。

議案第55号は、平成25年度国民健康保険特別会計の補正でありまして、所要額を計上いたしております。

報告第13号は、地方自治法第179条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき、議会に報告し、承認を得ようとするものであります。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（村田忠文） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

井手町監査委員から10月・11月分例月出納検査結果報告及び12月定期監査結果報告を受理し、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ごらんおき願います。

日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は5名であります。発言の順番は受付順にします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次質問を許します。

岡田久雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 岡田久雄議員。

4番（岡田久雄） 4番、岡田久雄です。事前に通告しておりました次の3点につきまして、一般質問を行います。

まず初めに、空き家対策について質問を行います。

少子高齢化と核家族化が進む中、独居高齢者がふえており、その人の死後にその人の持ち家に住む人がいないなどの理由で空き家がふえ続けています。平成20年の総務省統計局の調査によると、全国の空き家は757万戸で、空き家率は13.1%、およそ8軒に1軒の割合となり過去最高となっています。空き家が増加すると、景観の悪化、火災発生誘発、防災や防犯機能の低下が危惧され、地域の不安要因となっています。また、倒壊のおそれ、ごみの不法投棄や悪臭の発生など環境・衛生面でも懸念されており、近隣住民にとっては深刻な問題となっています。そこで、次のことについて質問い

たします。

1、本町で空き家となっている戸数と割合について。

2、今までにどのような空き家対策をとってこられたのか、所有者等への働きかけについて。

3、本町の所有する長年空き家となっている町営住宅等はあるのか。あれば今後どのように取り扱われていくのか。

4、空き家に対して独自の取り組みを行っている自治体もあります。例えば、解体の一部助成や土地・家屋の所有者が適正管理の命令に従わない場合に、名前を公表したり、行政が解体を行い、その費用を所有者に請求できる代執行を行っているところもあります。また、空き家の売却などを希望する所有者から物件の提供を求め、入居希望者に情報を提供する自治体の空き家バンクを創設しているところもあります。このような取り組みについての本町の考え、あわせて空き家条例等の策定の考え及び今後どのような対策を考えておられるのかお伺いいたします。

次に、ピロリ菌の検査及び除菌治療の推進について。

日本人の死因の第1位であるがん、中でも胃がんは日本人の部位別死亡数で肺がんが続いて多く、年間約5万人が胃がんで死亡していると言われています。この胃がんだけでなく、胃炎・胃潰瘍の原因菌として知られているのがピロリ菌、ヘリコバクター・ピロリ。日本人における胃がん患者数は先進国の中でも異例の多さに上るといわれているが、その98%はピロリ菌保菌者であり、日本人の約半数に当たる6,000万人が感染、特に50代以上の約7割がピロリ菌に感染していると言われています。

このピロリ菌が胃がんの主因であることが明らかになり、研究が進んだ結果、本年2月21日からはヘリコバクター・ピロリ感染胃炎が新たな保険適用となり、ピロリ菌の感染が確認された場合、誰でも除菌のための保険治療を受けられるようになったと聞いています。

ピロリ菌の検査には、内視鏡を使って直接胃の組織を調べる方法と、呼気、吐く息をとってその中に含まれている二酸化炭素を調べる方法、血液や尿で抗体を見る方法の三つあります。このピロリ菌の検査を胃がん検診の項目に追加して、胃がんになるリスクを抑えることが医療費の抑制の上からも必要であると考えますが、本町の考えをお伺いいたします。

次に、雑誌スポンサー制度導入について質問いたします。

国民の活字離れが進んでいると言われて久しい中、最近多くの人に来館してもらおうと独自のアイデアで図書館の魅力を増す取り組みを実施している自治体がふえています。そのアイデアの一つに、近年、企業・団体または個人が、図書館が所蔵する雑誌の購入代金の全部または一部を負担し、その見返りとしてスポンサー名の掲示や広告の掲載を行う雑誌スポンサー制度があります。導入する自治体が全国的に広まりつつあります。

具体的には、雑誌の購入費をスポンサーに負担してもらい、かわりに雑誌最新号のカバー表面にそのスポンサー名、裏面には広告を載せたりする仕組みが一般的です。図書購入費の新たな財源の確保をしつつ、地元企業などのPRや住民サービスの向上にもつながる有効な施策として注目されています。そこで、次のことについて質問します。

1、過去3年間の図書館の利用状況について。

2、乳幼児に毎年無料配布されている絵本贈呈の過去3年間の年度ごとの対象者数、配布人数及び配布率について。

3、新刊図書やDVD購入の状況及び廃書にする図書の選定基準及び廃書数について。

4、利用者増に向け図書館独自に取り組んでいること。

5、雑誌スポンサー制度の導入についての本町の考えについてお伺いいたします。

以上であります。よろしくお願いたします。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私の方からは、2点目のピロリ菌の検査及び除菌治療の推進についてお答えをいたします。

以前から申し上げておりますように、財政が厳しくなればなるほど後退が余儀なくされる福祉や教育につきましては、これまでから後退させることなく、毎年少しでも前進させるという基本的な考え方で運営をしてまいりました。その結果、京都府内市町村の中でも行政サービスは上位に位置しているものと思っております。

また、新年度からは、岡田議員から質問のありました65歳以上の方を対象に肺炎球菌ワクチン予防接種費の一部助成を実施する予定でありますし、

近年高齢化や食生活の欧米化などの影響により前立腺がんが増加していることから、55歳以上の男性を対象に前立腺がん検診を無料で実施できるよう作業を進めさせております。さらに、現在実施しております全てのがん検診につきましても、受診率の向上を図るため、一部負担金をなくしてまいりたいと考えております。

ただ、福祉や教育は一度実施すれば恒久的なものとなります。それだけに、実施に当たっては十分な財政見直し等を行う必要があります。特に本町のように税収の少ない町にとりましては、より慎重にならなければならないということはあるかもしれません。

したがって、ピロリ菌検査等の実施については今後の課題となりますけれども、財政見直しや費用対効果等、十分な検討が必要であると考えております。

以上でございます。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 脇本企画財政課長。

企画財政課長（脇本和弘） 1点目の空き家対策についてであります。一つ目の本町の空き家の戸数と割合につきましては、木造の専用住宅や併用住宅、農家住宅及び木造以外でアパートを除く住宅の総数は約3,200戸、そのうち空き家と思われる家屋が約70戸、率にして約2.2%であります。

二つ目の今までの空き家対策につきましては、まず町内に貸していただける空き家がないか、商工会と本町で協力しながら進めてまいりましたが、空き家の持ち主に問い合わせましたところ、貸していただけなかったという結果でありました。

三つ目の空き家となっている町営住宅等があるのかにつきましては、まず、空き家となっている町営住宅は31戸であります。そのうち5戸は既に改修工事の業者も決定しており、また、平成26年度には3戸を改修予定としております。残り23戸のうち18戸は住宅譲渡の方向で考えており、5戸は老朽化のため貸し出しは考えておりません。

四つ目の空き家に対する今後の取り組みにつきましては、現在、京都府においては空き家問題への対応について、多様な主体が協働して取り組むことが効果的であるとして、府関係課や府内市町村、NPO、学識経験者などで

構成する「空き家解消協働プラットフォーム」が本年9月に設置され、本町もこのプラットフォームに参画し、現在、京都府の空き家総合対策の検討状況や市町村の現状などを把握しながら、取り組むべき課題などについて検討しているところであります。

また、「人口減少を食い止めるための検討委員会」の提言においても、空き家活用についても述べられており、人口減少を食い止めるための取り組みの一つとして、本町のさらなる魅力を積極的に発信し、体験交流の受け皿として空き家活用を一つでも成功させていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後、京都府の空き家解消共同プラットフォームにおける課題解決に向けた方策などの情報を得ながら、空き家対策に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 木村社会教育課長。

社会教育課長（木村坂次） 3点目の雑誌スポンサー制度の導入についてですが、まず最初に、過去3年間の図書館の利用者状況につきましては、平成22年度は延べ1万4,488人、平成23年度は延べ1万5,758人、平成24年度は延べ1万5,895人の利用者であります。

次に、1歳児から3歳児を対象といたしました絵本の贈呈の過去3年間の年度別対象者数、配布人数及び配布率につきましては、平成22年度は対象者182人に対して111人の配布、配布率は61%、平成23年度は対象者163人に対して107人、65.6%、平成24年度は対象者149人に対して104人、69.8%でありました。絵本の贈呈に当たっては、ボランティアによる読み聞かせをまず行い贈呈することとしており、その会場としては、平成23年度からは図書館に加えて保健センターと賀泉苑、さらに、平成24年度からはいづみ人権交流センターにおいても実施しております。

次に、新刊図書やDVD購入の状況及び除籍する図書の選定基準及び除籍数についてですが、まず新刊図書やDVDを含む視聴覚資料の購入状況につきましては、平成22年度は図書3,075冊、視聴覚資料360点、平成23年度は図書5,339冊、視聴覚資料529点、平成24年度は図書1,458冊、視聴覚資料187点を購入いたしました。購入数が平成2

3年度大幅に増加しているのは、平成22年度に国において新たに創設された「住民生活に光をそそぐ交付金」を活用した結果であります。なお、この交付金は、平成22年度においても一部活用しております。また、図書館資料の除籍には明文化された規定はありませんが、破損等により利用に耐えがたい資料、受け入れから相当の年数が経過し利用が見込めない資料などから除籍をしているところであります。その数は、平成24年度、図書2,930冊、視聴覚資料249点でありました。

次に、利用者増に向け図書館独自に取り組んでいることについてであります。保育園や学校・町の関連施設等への団体貸し出し、賀泉苑や玉泉苑の出張貸し出し、学校図書館司書の派遣、インターネット予約、図書館及び学校図書館4館の相互貸借のほか、年間15回程度の企画展や幼児・児童対象事業を実施しています。

最後に、雑誌スポンサー制度の導入についてであります。この制度は平成22年に岐阜県岐南町図書館から始まり、各地で行われるようになったものであります。ただ、実施しているところではスポンサーの確保に相当の努力を要したり、公告の実施効果を見て継続しない企業も出てきているように伺っております。こうした現状を踏まえ、本町のように企業の少ない町においては、雑誌スポンサー制度の導入はなかなか難しい問題であろうかと考えております。

議長（村田忠文） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 岡田議員。

4番（岡田久雄） ちょっと2点ほど、聞き逃したかもわかりませんので、再度お聞きしたいと思います。

空き家対策のところですが、本町での空き家条例という、そういうことは考えておられないのか、もう一度質問させていただきたいと思っております。

もう1点は、雑誌スポンサー制度の関連として質問をさせていただきたいと思っております。子供たちの学習意欲の向上や学力の向上には、図書館が担っている役割・責任は大変重く、図書館を充実させることは最も重要なことであると私は考えております。その学力の向上を図るという関連から1点質問させていただきます。

以前にも質問させていただきましたが、泉ヶ丘中学校生徒の英語の学力向

上を図るため、英語検定に生徒が積極的に挑戦できるよう、英語検定料の公費助成をお願いしたことがあります。当時、たしか経済的負担によって受験の機会が奪われるといったことは決して放置できないので、就学援助対象児童・生徒については早急に検討してまいりたいとの答弁をいただいたというふうに記憶しておりますが、あの当時と比べ、今、泉ヶ丘中学の生徒を取り巻く環境は大きく変わってきています。本年の夏休みには泉ヶ丘中学生によるオーストラリアへの国際交流事業も実施されました。国際交流にとって大切なことは、やはり英語の力をつけることだと私は思います。そこで再度、泉ヶ丘中学校生徒に対しての英語検定の検定料の公費助成をお願いしたいと思いますが、そのことにつきまして、松田教育長は今どのように考えておられるのかお伺いいたします。

以上です。

議長（村田忠文） 岡田議員、済みません。今の2番目のスポンサー制度の件につきましては、この質問と関連がないと思うので、それは。

4番（岡田久雄） 学力向上する以上、そのところからやっぱり図書館も大事な責任を担っているのです、そのことに関連して、ちょっと松田教育長にお願いしたいなど、この機会を利用いたしまして。

議長（村田忠文） できますか、よろしいですか。お願いします。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 松田教育長。

教育長（松田 定） 再質問にお答えいたします。

図書館資料を子供たちが有効に活用しながら、これを学力の向上に生かしていくというのは極めて重要でありまして、学力と申しましても、基礎・基本と同時に、こういった資料を活用する力というのが本当に重要であります。それが日本の子供たちの今日的な学力課題でもありますので、そういったことを考えまして、私とこは調べる学習コンクールというのを積極的に推進しているということをまずお答えさせていただきたいと思います。

それから、関連して英検受験のことがございました。議員ご指摘のとおり、国際交流海外派遣事業を実施いたしまして、その進行とともに、生徒たちに向かって取り組むべき状況というのは確かに変化してきております。この事業は、まずは全校生徒の国際交流という視点を大切にしながら、これを基盤にしながら、代表的な子供たちを海外に派遣していこうと、こういうコン

セプトのもとに進めている事業でございまして、実際のところ、泉ヶ丘中学校の生徒は全員、一人一人、姉妹校にペンフレンドを持っておりまして、手紙の交換もやっておりますし、1年おきには、来年行きますけども、姉妹校から生徒がやってくる。そうしたら、やってきましたら、全校の生徒が交流していくと、かかわりを持っていくということですから、今まで以上に英語力と申しますか、英会話力というのが求められてまいります。そういった意味でも、非常に今日的に英語力が求められています。このような中で、現場の先生方からも、もう少し英語の検定する子供たちをふやしていきたいなとか、できたらもう指導の一環として進めることはできないかなというふうな声もちらほら出てるというのも、ちょっと漏れ聞いているのは事実なんです。

こういった状況全体を鑑みますときに、今、議員から提案にありましたようなことを踏まえて、私どもがこういった現場の教員なり子供たちの頑張りを後押しできるのは、何がどんな形でできるか、今後積極的に検討してまいりたいと、こんなふうに私自身、今思っております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 脇本課長。

企画財政課長(脇本和弘) 岡田議員のご質問にお答えいたします。

空き家条例の関係につきましては、京都府の動きを見ながら、今後、必要性などを含めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長(村田忠文) 次に、西島寛道議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 西島議員。

2番(西島寛道) 2番、西島寛道、事前に通告していた2点について一般質問をいたします。

まず、1点目であります。本町の健康づくりと環境整備についてお伺いいたします。

健康日本21第2次は、健康増進法第7条に基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針として、平成25年度から10年間を計画期間と定めています。

各自治体では健康に関連した多くの課題を抱えていて、それは子供から高齢者まで幅広く多様な問題が内在しており、この対策をうまく進めていかなければ、医療費や介護保険料など、自治体や住民の財政負担になりはね返ってまいります。

町の健康づくりのあり方については、生活の基本となる身体の健康を高めるため、生涯スポーツ・レクリエーションの振興が不可欠であることから、地域スポーツクラブの育成や住民のスポーツ・レクリエーション団体への支援はもとより、多くの住民がスポーツ・レクリエーションに親しめるような活動の場の整備と機会の提供に努めなければならないと思います。

本町では、4月の総合開会式を皮切りにソフトボール大会、グランドゴルフ大会など、いろいろな大会や取り組みが体育協会やスポーツ推進委員が中心となってなされ、中でも今年9月の町民体育大会では約3,000人の住民が参加し、大変盛り上がったところであります。また、総合型スポーツクラブ「IDEゆうゆうスポーツクラブ」では、子供たちを中心に、スポーツ活動を通じて地域間・世代間交流を図りながら健康づくりがなされていて、大変すばらしい環境づくりができていると感じているところであります。

しかし、本町の夜間におけるスポーツ環境施設に目を向けますと、京都府立山城勤労福社会館や町内3校の体育館など、屋内でのスポーツ施設はありますが、野外で多目的利用できるナイター設備がありません。昼間、仕事などで忙しくて運動する機会の少ない方々が夜間でも気軽にスポーツに親しめる場所、ソフトボール、少年野球、ゲートボール大会など、多目的に使用できるナイター設備が整ったグラウンドがあれば、住民主体で行う健康づくりのさらなる発展につながっていくと考えられますが、本町のお考えをお伺いいたします。

次に、2点目ではありますが、人口減少と少子化問題についてお伺いいたします。

日本は1973年をピークに出生率が減少し、少子高齢化社会へと進んできました。少子化の原因には、価値観の多様化、経済問題、子育て負担などさまざまなことが考えられますが、出会いの場もその原因の一つだと思われます。1940年代70%を占めていたお見合い結婚は、2010年ではわずか5.3%まで減少しています。インターネットの普及によりネット上の出会いの場はふえているように思いますが、同時に犯罪につながるケースも

ふえています。

内閣府は、結婚相手を探すため地域で開かれる「婚活イベント」少子化対策に、イベント費用などを賄うための「少子化危機突破基金(仮称)」を2014年度から創設する案を出しています。本町には豊かな自然と歴史があります。行政の手厚い子育て支援もあります。子育て環境の整った自然豊かな魅力ある井手の里で、本町のPR、椿坂、桜まつり、文化祭との併用も考慮しながら婚活イベントを実施してみたいかがでしょうか。本町のお考えをお伺いします。

以上です。よろしく願いいたします。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 木村社会教育課長。

社会教育課長（木村坂次） 西島議員の1点目の、本町の健康づくりと環境整備についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本町の健康づくりには、生涯スポーツ・レクリエーションの振興が大変重要な方策の一つと考えております。そこで、本町におきましては、体育協会やIDEゆうゆうスポーツクラブ等への助成、夜間及び休日の学校施設開放や住民グラウンド等の貸し出しを行う中で、各種スポーツ団体やサークル等により活発な活動や取り組みがなされているところであります。

ご質問いただきました屋外施設のナイター設備についてであります。町内では泉ヶ丘中学校のグラウンドと府立山城勤労者福祉会館にナイター設備が設置されています。泉ヶ丘中学のグラウンドは、サッカーの少年団が月1回程度の利用と、消防団が操法訓練として5月末から6月中旬にかけて利用している状況であります。また、山城勤労者福祉会館は、夜間フットサルとして月10回程度の利用はありますが、テニスの利用はほとんどないと伺っております。

本町といたしましては、住民の健康づくりの場や機会の充実は必要なことだと思いますが、新四郎山グラウンドを想定されての新たなナイター設備につきましては、このグラウンドは、ご承知のとおり、旧じんあい処理場を造成した土地であることから、まずは、かなり重量のある照明設備の設置が可能かどうか、十分確かめることが大事であると思っております。

以上です。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 脇本企画財政課長。

企画財政課長（脇本和弘） 2点目の人口減少と少子化問題についてであります。平成25年3月に、内閣府において、これからの若い世代が家族を形成し子育てに伴う喜びを実感できると同時に、子供たちにとってもよりよい社会を実現するため、結婚・妊娠・出産・育児における課題の解決を目指すことなどの検討を行うため「少子化危機突破タスクフォース」が立ち上げられ、本年5月に少子化危機突破のための提案として大臣宛てに提出され、また、本年11月にも少子化危機突破のための緊急提言も提案されたようであります。

まず、その提言書において、少子化危機突破のための緊急対策として、「子育て支援」、「働き方改革」、「結婚・妊娠・出産支援」への取り組みについても示されており、緊急提言においては、都道府県に少子化危機突破基金を創設するということが示されているようであります。しかしながら、これらは検討段階の状況であり、現在のところ、どのように事業が推進されていくかについては不透明なのが現状であります。

なお、婚活イベントについては、商工会員の中からそのような話も出ていますので、商工会青年部として取り組みをされるのであれば、どのような支援ができるかどうか、十分検討してまいりたいと考えております。

議長（村田忠文） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 西島議員。

2番（西島寛道） 本町では毎年6月に井手町長旗少年野球大会というものが開催されております。その6月という時期もありますが、雨天などで、この大会が長い年では3カ月以上にわたって長引くことがあります。そのようなときも、もしナイター設備等があればスムーズに大会運営を行うこともできますので、何とぞ前向きにご検討をお願い申し上げまして、要望とさせていただきます。

議長（村田忠文） 次に、中坊 陽議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中坊議員。

10番(中坊 陽) 10番、中坊 陽です。事前通告しております2点について、一般質問を行います。

一つ目として、台風18号の被害と復旧状況についてお伺いします。

本年上陸した台風18号は、9月16日、京都府、滋賀県、福井県を中心に記録的な大雨を降らせ、京都府内各地に甚大な被害をもたらしました。今も復旧復興対策に取り組まれています。府内の台風18号による農業被害は、府北部を中心に冠水だけで水稲810ヘクタール、豆類100ヘクタール、野菜160ヘクタールとなっています。農畜産物関係被害額は12億円に上る見込みであります。1,802戸で床上浸水、3,386戸で床下浸水がありました。そこで、本町においても、秋の取り入れ時期に水稲田などが浸水しましたが、農業関係と家屋の被害状況についてお伺いします。

次に、道路や施設の被害状況については、9月20日の議会全員協議会でも報告を受けていますが、以後台風18号関連の新たな被害が発覚していないか、被害箇所については住民生活に支障がないよう、速やかな復旧が望まれています。そこで、全体の復旧状況についてお聞きいたします。

2番目として、平成25年度予算の執行状況についてお伺いします。

町の予算編成の原則は、住民のものとして住民のためにつくられることから、当然に合理的かつ能率的に、しかも民主的に編成し、管理し、執行しなければなりません。その理念や考えから予算編成され、議会において慎重審議して議決された予算を確実に執行されるべきですが、平成25年度予算の中で主な事業の執行状況についてお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひします。

議長(村田忠文) 答弁願ひします。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中村建設課長。

理事(中村秀一) 中坊議員のご質問にお答えいたします。

1点目の農業関係の被害状況につきましては、9月20日の全員協議会で報告いたしましたとおり、井手地区や多賀地区で水田を中心に冠水被害、約21.8ヘクタール、農地のり面の崩壊3件、約0.3ヘクタールであります。

次に、9月20日以降の道路などの新たな被災確認箇所につきましては5カ所を確認しております。その概要は、町道3—6号線大字井手小字西垣内地内で路肩崩壊、延長8メートル、町道35号線竜王の滝より上流約300メートルのところで崩土、延長30メートル、町道53号線田村新田地内で路肩崩壊、延長13メートル、玉川で大正池放水路合流点付近、護岸崩壊、延長68メートル、大正池取水口付近から上流側、土砂埋塞、延長約300メートルであります。

次に、農林業関係では11カ所を確認しております、農地につきましては、多賀地区の茶畑の棚の破損3カ所、農業用施設につきましては、浜鐘付ポンプの配電盤冠水による破損、岡田農業用水路の土砂埋塞、延長32メートル、大正池の土砂埋塞257立方メートル、大正池施設内管理道路ののり面崩壊、延長15メートルと、護岸の崩壊、延長13メートル、大正池取水堰の護床ブロック破損、延長15メートル、てん茶工場の浸水による危機の破損、林道につきましては有王林道の路肩崩壊、延長32メートルであります。

次に、復旧状況につきましては、公共土木施設災害復旧事業は国から示された査定申請額の85%、その他の災害復旧事業は査定申請額の全額を今議会に予算計上しておりますので、ご可決いただいた後、被災箇所の復旧に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上です。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 脇本企画財政課長。

企画財政課長（脇本和弘） 2点目の平成25年度予算の主な事業の執行状況についてであります。平成25年度一般会計の当初予算における予算参考諸表中、普通建設事業の20件のうち、終了した事業は、給食センター施設整備、小学校パソコン機器更新、住宅湯沸器改修事業の3件、次に、着手している事業は、町道1号道路改良（梅溪橋）、老人福祉センター改修、玉川砂防公園整備ほか9事業の12件であります。

また、これから着手する事業は、消防車庫整備、常備消防備品、交通安全施設整備、消火栓ボックス設置事業の4件であります。

なお、残りの合藪都市下水路しゅんせつ事業の1件は、土砂の堆積がない

ことから、現在のところ執行を予定しておりません。

議長（村田忠文） 再質問ございませんか。

この際、暫時休憩します。11時より。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時59分

議長（村田忠文） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、木村武壽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 木村議員。

12番（木村武壽） 12番、木村武壽です。通告に基づきまして一般質問をいたします。

1点目は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律についてであります。2点目につきましては、京都で一番早くさくらが咲くまちプロジェクトについてでございます。

質問要旨といたしまして、1点目、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律についてであります。

いつも12月になると障害者週間が始まりまして、それぞれの団体が啓蒙・啓発の行事に取り組み、頑張っておられるのが現状でございます。本年、障害のある人が障害のない人と同様、その能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるような社会の実現を目指し、障害のある人の雇用対策を総合的に推進するための法律が改正をされました。次の事項についてお尋ねいたします。この法律の詳しい内容についてと、また、本町での雇用状況及びこれからの体制、また民間企業への啓発等についてであります。

次に、京都で一番早くさくらが咲くまちプロジェクトについてでございます。

11月24日、よき天気にも恵まれまして、京都で一番早くさくらが咲くまちプロジェクトのイベントがまちづくりセンター椿坂で開催され、大変好評であったと聞いております。このイベントの主催団体・後援団体並びに企画立案についてお尋ねします。また、このイベントにかかりました予算等も含め、これからの継続予定、内容についてお伺いいたします。

以上です。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 花木高齢福祉課長。

高齢福祉課長（花木秀章） 木村議員のご質問にお答えします。

1点目の障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律についてであります。この法律では、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための合理的配慮の提供義務を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずることで、障害者の職業の安定を図ることを目的としています。

具体的には、障害者に対する差別の禁止措置として、雇用の分野における障害を理由とする差別的取り扱いを禁止すること、次に、合理的配慮の提供義務として、事業主に障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務づけること、ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除くとなっております。次に、苦情処理・紛争解決援助の措置として、事業主に対して雇用する障害者からの苦情を自主的に解決することを努力義務とすることとしています。

なお、合理的配慮の提供義務の例としては、車いすを利用する方にあわせて机や作業台の高さを調整する、ほかにも知的障害を持つ方にあわせて、口頭だけでなくわかりやすい文章や絵図を用いて説明することなどが想定されますが、今後、国は法律の施行に当たり、事業主が適切に対処するために必要な指針を定め、具体的な事例を示すとしています。

この法律の施行期日は平成28年4月1日ですが、法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることについての施行期日は平成30年4月1日となっております。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 西島総務課長。

理事（西島栄治） 二つ目の本町の雇用状況等についてであります。自治体の場合、障害者の法定雇用率が平成25年4月1日から2.3%になりました。これを本町に当てはめると、2名の障害者の雇用が必要となります。現在6名以上在職しておりますので、法定雇用率は達成しております。

議長（村田忠文） 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 脇本企画財政課長。

企画財政課長（脇本和弘） 2点目の京都で一番早く桜がさくまちプロジェクトについてであります。一つ目の、このイベントの主催団体・後援団体並びに企画立案につきましては、まず、まちづくりセンター椿坂が平成15年4月にオープンして以来10周年を記念して実施された事業であります。なお、主催は井手町まちづくり協議会であり、後援団体は井手町及び井手町教育委員会であります。また、企画立案につきましては、井手町まちづくり協議会の事業部会で検討され、さらに、今回は京都産業大学の学生らで構成する井手応援隊が当該部会に参画され、趣向を凝らした内容で開催されたところであります。

二つ目のこのイベントの予算や継続予定、内容につきましては、まず、今回のイベントにつきましては、先ほども述べましたとおり、まちづくり協議会が主催であり、京都府の地域力再生事業補助金や井手町からの補助金を有効に活用しながら、総事業費300万円で予算計上されており、その執行はまちづくり協議会で行うこととなります。なお、まちづくり協議会に伺いますと、現在のところ内容は未定であります。来年もまちの活性化のためのイベントを検討していきたいとのことでもありますので、本町といたしましても、引き続き積極的に支援してまいりたいと考えております。

議長（村田忠文） 再質問ございませんか。

次に、谷田 操議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） 11番、谷田です。通告に基づきまして、3点にわたって質問を行います。

1点目は防災対策です。

9月16日、台風18号の接近で京都府に大雨特別警報が発令された際、特別警報について住民に周知するという気象業務法で自治体に課せられた義務を本町が怠ったのは重大問題であります。町としてどのように総括したのですか。災害対策本部長である町長はどのように責任をとられるのですか。

気象庁は周知しなかった自治体から事情の聞き取りを行ったと報道されておりますが、本町でのその内容はどのようなものでしたか。

町の地域防災計画の修正は、2012年度の当初予算で360万円の予算が組まれ、177万4,500円という決算が打たれておりますが、修正された計画は配布されておられません。ことし、当初予算で再び地域防災計画修正委託料が80万円計上されましたが、9月20日の本会議で担当課長は、国や府の計画との整合性を図る協議は終えているが、現在防災会議の準備を行っている、できるだけ早く防災会議を開いて修正を行っていきたいというふうに答弁をしました。2012年度予算で執行した事業の成果品を出さなのまま再修正を行っているということなんでしょうか。原子力災害や特別警報への対応も含めて見直しをされているのでしょうか。9月議会からでも、もう既に3カ月が経過をしております。いつ防災計画は発表されるのでしょうか。修正された防災計画を住民へ周知するのは、どのような形で行われるのでしょうか。この間の事実経過及び12年度の177万4,500円と今年度の80万円の内訳の説明を求めたいと思います。

町が指定している避難所の半数が浸水の危険があるということに対して、住民の皆さんからは再三不安の声をお聞きしています。避難所の中でも地域ごとに安全な拠点となる避難所を特に指定するべきではありませんか。

今後の災害時の住民への情報伝達方法として、防災行政無線の充実は急務であります。6月補正で防災行政無線のデジタル化予算が計上されましたが、その後の進捗状況はどうなっていますか。

本町の計画は移動系の無線設備のみであります。住民の皆さんからは、雨戸を閉め切っている中で仮に広報車が回ってきたとしても聞き取れないという意見が強くあります。命を守るためには、どんな情報や警報が出たのか、どこへ、いつ避難するべきなのか、あるいは屋内待機を今は続ける方がいいのか、そういうことがはっきりとわかるように、各家庭への戸別受信機の設置が有効ではありませんか。

南丹市や和東町、笠置町などでは、同報系の防災行政無線の一環として、全戸を対象に戸別受信機の設置をされていると聞いております。また、八幡市では自治会の役員さん、また土砂災害警戒区域に指定された地域の住居に対しては防災ラジオを配布されております。この防災ラジオは普段は普通のラジオとして活用できる、緊急時には市の同報系無線と連動して情報をお知らせできるというもので、非常に安価でもありますし、簡易なものであります。必要な情報を各戸へ直接伝達できる各種の機器を検討するというお考え

はないか伺いたいと思います。

2点目に、空き家・空き地・荒廃農地対策についてです。

2008年の住宅土地統計調査で空き家は全国で757万戸、空き家率は13.1%、京都府でも17万戸、率は全国と同じ13.1%でございました。本町の空き家数と空き家率を伺います。

町の人口減少が進む中で、空き家管理の問題は深刻化しています。放置された老朽家屋が崩壊しないか不安だ、空き家や空き地に樹木が茂り迷惑などの苦情を多く聞いております。防災・防犯・衛生面・美観など、地域の生活環境に影響が出ており、放置はできません。人口減少を食い止める検討委員会の提言書の中にも空き家の活用がうたわれておりましたが、管理の適正化を図るにも活用するにも、まず十分な調査が必要だと思います。空き家の実態調査を行い、管理の適正化と活用へ向けて町が基本的な方針を持つことが必要と考えておりますが、見解を伺います。

空き地や荒廃農地についても管理上の苦情が絶えません。所有者に適正管理を求め、特に草刈りを行わない土地所有者に対しては指導を強化するだけでなく、代執行も行えるよう草刈り条例を整備するべきだと思いますが、見解を伺います。

3点目に、今後の介護保険制度についてであります。

厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会が意見書案を大筋まとめまして、介護保険の今後の改悪の中身というのが明らかになってまいりました。国の責任を後退させて、利用者、家族、介護労働者に重い負担と痛みを強いるのは、高齢者が増加し、公的介護の役割がますます重要になっている現状に逆行するものです。

一定所得以上の高齢者の利用料を1割から2割に引き上げれば、2000年の介護保険開始以来、初めての利用料増となります。一定所得といいますが、対象は65歳以上の5人に1人にもなるような案が検討されております。1割負担でも、現在経済的理由からサービスをあきらめる人が相次いでいるのに、所得に応じて保険料を払っている高齢者にまで、その上、利用料の応能負担を迫るということは、制度の根幹にかかわる大問題であります。

特別養護老人ホーム入所者を原則要介護3以上にするということは、高齢者や家族の実態を無視しているものと言えます。自宅介護をしながら、せっぱ詰まった思いで入所を待つ人たちの願いに背く改悪は、家族が高齢者の介

護度悪化を願ってしまうような非人道的な結果さえ生みかねないと思います。

要支援1・2の利用者を介護保険給付から全面的に切り離し、市町村事業に丸投げする方針は、批判と運動の広がりでも全面改悪とはなっておりませんが、命綱である訪問介護と通所介護を市町村事業に移すということは、まだ撤回をしておりません。

そこで、このような改悪が強行されたら、本町でどのような影響が出るのかを伺いたと思います。現在、本町で要介護3未満で特別養護老人ホームに入所しておられる方はおられるのでしょうか、何人おられるのでしょうか。本町で2012年度、要支援1・2と認定された高齢者のそれぞれの人数、訪問介護と通所介護の利用者は何人、サービス額はどのくらいなのでしょう。

このままでは、この二つの事業は介護保険から外され、町に丸投げされます。厚労省はNPO法人やボランティアを活用せよと言っておりますが、本町でそのような対応が考えられるのでしょうか。介護保険と同じ水準のサービスが保障できますか。介護保険の利用料以上の負担にならないか伺います。

公的介護保険は、高齢者の老後の人権と尊厳を保障し、家族の負担を軽くするために導入されたはずであるのに、これでは家族介護への依存を強め、高齢者と家族の暮らしを危機に追い込み、現場を疲弊させる結果にしかありません。町長は、国に対してこのような改悪はやめるよう求めるべきではありませんか、伺います。

以上でございます。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 私の方からは、1点目の防災対策についての大雨特別警報についてお答えいたします。

まず、大雨特別警報の周知をしなかったことにつきましては、9月20日の全員協議会で説明をいたしました。担当課長は、住民への周知に係る通知文「特別警報の発表基準について」の通知文書や気象台からの説明などについて、自分たちの仕事の範囲であると考え、副町長である私や町長に報告することなく処理することとしていたものであります。なお、担当課長に周知をしなかった理由を聞きますと、9月16日のその時点では、消防団、職

員で町内全域のパトロールを行ったところ、各河川の水位は危険水位に達している状況でもないことや住民からの要請もないことなど、周知することが住民に不安をあおることにもなりかねないと考え、見送ったとのことでありました。

しかし、今回のように、担当課長、担当のみが判断し、法律の改正を上司に報告しなかったことについては問題でありますので、担当課長、担当には、私の方から厳重に注意を行ったところであります。また、町長からは、管理職全員を集めて、再度徹底するようとの指示のもと、法令等の新設・改廃・運用などの制度の改正等があれば、必ず上司に報告するよう改めて指示したところであります。さらに、今回の件で住民の方々にご心配をおかけしたことから、町のホームページにておわびを掲載してきたところであります。

次に、今回の件に関しての課長や担当への処分につきましては、住民の安全を守るための危機管理上の対応に問題がなかったこと、また、今回の周知をしなかったことで住民の生命・身体・財産に影響も出なかったことなどから、総合的に判断を行いながら町長と協議をいたしまして、処分をしなかったものであります。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 西島総務課長。

理事（西島栄治） 1点目の防災対策についての气象台による聞き取りの内容につきましては、1、特別警報を含む防災気象情報について、特別警報に対する理解度、防災気象情報についての理解度、2、特別警報導入に当たった措置等、注意報・警報・特別警報が発表された際の防災体制、特別警報等の避難勧告等の判断との関係、3、今回の特別警報発表事例での対応、避難勧告等の発令状況とその判断材料など、4、今後の課題等についてであります。

次に、地域防災計画の修正につきましては、10月18日に防災会議を開催し、平成24年度の修正を行ってきたところでありまして、主な修正内容は、国の防災基本計画の見直し、地震・津波対策の強化等、国の原子力防災対策指針、法定化に伴う原子力発電所防災対策暫定計画の見直し、京都府地域防災計画の見直しの意見、関西防災・減災プランとの整合と時点修正が主な修正内容であります。

内訳につきましては、計画準備、検討素案の作成、新旧対照表の作成、修正案の検討、原稿の作成などであります。

また、ことし8月30日に運用された特別警報等の防災計画の見直しにつきましては、今年度に修正を予定しており、その時点で住民への周知を図っていきたいと考えております。

次に、避難所の指定につきましては、本町は公共施設も限られていることから、これまで計画的に防災広場や防災空地の整備を図ってきたところであります。現在進めておりますのは、災害の種類によって各区の公民館や民間事業所を避難所に指定できないかどうか考えておりました、以前にも防災ハザードマップ作成時にも協議をしていただきました「地域防災の連携に関する検討委員会」に協議していただこうと考えているところであります。

次に、防災行政無線の進捗状況につきましては、11月14日に契約を締結しまして、現在、近畿総合通信局への免許申請を行うとともに、機器の設置箇所などについて最後の詰めをしているところであります。

また、住民への通信手段につきましては、今回の防災行政無線の活用や町の広報車、消防団積載車での広報、そして町のホームページへの掲載、さらに、現在検討していますのは、自主防災組織に防災行政無線機の設置、来年度には、災害時などに活用できる防災広報車を購入予定であり、複数の手段で住民への情報伝達を考えております。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 脇本課長。

企画財政課長（脇本和弘） 2点目の空き家・空き地・荒廃農地対策についてであります。空き家数と空き家率及び空き家に対する考え方につきましては、先ほど岡田議員の答弁で述べさせていただいたとおりであります。

なお、空き地・荒廃農地対策につきましては、農地は農地法により適切に管理をし、耕作することとされておりますので、荒廃農地についての苦情があれば、現地を確認の上、所有者に草刈りのお願いの文書を送付し、適切に管理するよう指導を行っているところであります。なお、市街地化区域内の農地や空き地につきましても、同様の指導を行っているところであります。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 花木高齢福祉課長。

高齢福祉課長（花木秀章） 3点目の今後の介護保険制度についてであります。まず現在、本町で要介護3未満で特別養護老人ホームに入所している人数につきましては、国保連合会から請求のあった平成25年9月サービス利用分では、要介護3未満の入所者はおられません。

次に、本町での平成24年度に要支援1・2と認定された高齢者の人数につきましては、要支援1が32人、要支援2が52人、訪問介護と通所介護の利用者の人数、給付額につきましては、訪問介護利用者が延べ336人で給付額が555万7,215円、通所介護利用者が延べ172人で給付額が602万9,784円であります。

次に、今後の要支援者に対する本町の対応につきましては、現在、国の社会保障審議会介護保険部会での介護保険制度改正の検討状況によりますと、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画においては、介護サービスの効率化・重点化として、平成29年度末までに、介護予防給付のうち訪問介護と通所介護を全ての保険者で市町村事業へ移行するとの検討案が示されました。検討案では、市町村ごとの契約により既存の介護事業所による訪問介護や通所介護を事業として提供できることに加え、NPOや民間事業者等による生活支援サービスを利用者が選択できるものとなっております。この案のとおり法改正されますと、既存の介護事業所や社会福祉協議会などが事業主体になると考えておりますが、市町村間でのサービス提供体制に大きな格差や影響が出ないように、国や府へ働きかけてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、現時点で示された案は国の方針として定まったものではないことから、今後の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

議長（村田忠文） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） 事前に通告をしておいても、なかなか通告で聞いていることにきちんと答えていただけていないというふうに思います。聞いていることに答えてほしいと思うんですね。

まず、地域防災計画の修正ですけれども、だから、24年で一旦決算打っ

てるわけですね。それをこういうものができましたということは配らないと、24年の修正が25年の10月の防災会議を開いて、まだその検討中やったわけですね。それが、じゃあその80万円って組んだやつは、これは25年度のやつでしょう。そしたら、その25年の10月にやってはったようなやつほどの予算を使ってやってはったんですか。その80万円というのは、24年度修正を25年に一部繰り越してそれをやってたということなんですか。そういう説明はなかったと思うので、その辺をお願いしたい。

それで、結局いつその新しい防災計画は配られるんでしょうか、住民のもとに届くんでしょうか。我々もまだいただいてませんしね。今回の特別警報の件も含めて、今見直してるといふのやったら、ちょっと待ってくださいということも言えますよ。そやけど、それはまだこれからやということなんですか。そしたらそれ以前のやつは、来年もまだ特別警報の件やら、まだ修正せんなんからまだ出さへんというのが、それはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけど、いつ出るんですか。それを聞いているのに答弁されてないと思いますよ。

それと、防災の関係で、先ほど特別警報は危機管理に影響しなかったとか、住民の生活に影響出なかったから処分はしなかったという話なんですけど、そういう程度の受けとめか。おわびしてはるんですよね、ホームページに。そやけど、住民の方はホームページ見れる方ばかりじゃないですよ。町の広報に同じ文書を載せるべきやったんじゃないですか。今からでも遅くないですから、住民に対して広報の中でも直接おわびを申し上げるべきじゃないか。

それと、あと防災行政無線の問題ですけれども、1回10月に入札があって、その結果がなかなか発表されないの、ホームページにも載らないし、どうなっているのかなということでお伺いしてるんですけれども、これは入札の状況はどうだったんでしょうか。すぐに発表されなかった、結果が出なかった、契約が11月14日ということは1カ月以上たってますよね。どうしてなのかということと、私、お聞きしたのは、防災用の広報車は来年考えとおっしゃってるんですけども、やっぱり住民の方は直接各戸に情報がほしいということをおっしゃってる方が多いですね。強力な広報車が回ったとしても、雨戸をしめ切って、激しい雨の中やったら聞こえへんと、高齢者1人でお住まいの方とかやったら、やっぱり耳も遠いとか、ぼんやりと

しか聞こえなかったら判断に迷うと。やっぱり室内で聞けるような受信機が必要じゃないかと思うんです。

いろいろな町の例を出しましたけども、南丹市なんかは大きな町ですけども、井手町と同じ規模の旧八木町の範囲だけ見ましても、3,000世帯余りで2,400戸ほどの受信機をつけておられるんですけども、3億円程度の費用です。和東町は、遠い湯船地域とか、かなり奥地もありますから、中継の子局なんかもつくって、屋外放送用のスピーカーも28カ所ほどつけられて、それで1,700台個別受信機を配っておられるんですけども、それで2年計画でやられて4億円程度ということですね。やっぱり過疎債とか、国の防災減災の事業債とか、そんなのをつかってやっておられますし、非常に持ち出し少なくやっておられるんです。でも、億のお金がかかるというのは事実なんですけど。

八幡市さんの考え方は非常に合理的で、もう八幡市さんはデジタル化済んでるわけですね。済んでいて、防災ラジオを配ると。ラジオは8,000円程度のものですわ。それはそういうラジオをつくっている生産者に受注生産で、この周波数でつくってくれと。500個以上まとめたらつくりますよというようなことで安くできていて、ラジオはデジタルじゃないので、またデジタルからアナログに変換する設備をつくるのに1,200万ほど要するということですが、総額で2,000万ぐらいでやってはるんですね。だから非常にこれは合理的で安く上がるし、普段はその防災ラジオでお相撲を聞いてると、あるときになると町からもお知らせが割って入るというような形で活用できるんやというようなことでした。

残念ながら、和東でも八幡でもことは間に合わなかったわけです。9月16日の時点ではまだ運用開始されてなかったんですね。だから長期的にやっぱり取り組まないと、いつ何どきまた災害が起こるかわかりませんからやらんとあかんと思うんですけども、やっぱり本当に広報車さえあのとき回ったら、もう皆それでよかったんかと、それだけじゃないと思うんですよ。誰か1人の責任ということじゃないと、それはわかりますよ。けども、住民の皆さんから本当にいざというときに役に立つやり方で情報伝達してほしいという要望があるということ、ぜひ戸別の受信装置というものについて考えたのかどうかということ、このデジタル化のときに4,000万もかかるんですけど、そういうものは考えなかったのかということをお伺いした

いと思います。

空き家問題ですけど、空き家率がえらい全国や京都府の平均という低いんですけれども、70戸空き家やと、さっき岡田さんの質問に答えられて、そのうち31戸は町営住宅なんでしょう。ほんならそれ以外の一般住宅は39戸しか空き家はないのかと。町中見渡したら、そんなことはないですよ、いっぱい空き家が目につくんですけれども。じゃあ空き家の定義というのが、国の言っているこの空き家率、空き家が何戸かという定義と、今答えはったその70戸という定義が、本当に同一で考えてはるのかと。

その70戸というのはどうなんです。荷物置きっぱなし、物置がわりにしてはる、ようありますよね、仏壇置いてるから人に貸せませんというね。どういう空き家を70戸というふうにおっしゃったのか。もう一切何もない形で、全ての電気もガスも何もかもとまりという、そういう空き家なのか、物置に使っていて、ときどきは来てはるというふうなものも含めて言うてはるのか、70戸、余りに少ないなど。そんなことやってら、私も岡田議員も余り問題に言わへんの違うかなと思うんですけれども、その空き家の定義、今答えられた空き家の定義をお願いしたいと思います。

介護保険の問題ですけども、まだ定まったものじゃないというのは、それは確かにそうなので、今後も運動やいろんな要望等が、ちゃんと当事者の意見なんかも反映されるようにしなあかんと思うんですけれども、格差が出ないようにというのは、井手町の場合、そんな選べるサービス、いろいろ選択できないんじゃないかという危惧がやっぱりあるんでしょう。利用者が選択できるようにと言われたけれども、実際そんな、今現在NPO法人やボランティアでどんなことが行われてるといのはありませんよね。やっぱり厳しいと思うんですよ。町長はこういう改悪はやめるよう国に求めるべきじゃないかという質問もさせてもらったんですけど、それについてお答えがないんです。町長、そういう格差が出ないかというご心配はありませんか、お尋ねをしたいと思います。国に対して、こういう格差を生むようなことをやめてくれと言ってほしいと思うんですが、いかがですか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 汐見町長。

町長(汐見明男) 今の最後の質問やね。

私が会長をしております京都府町村会、ここで11月の上旬に知事に対し

て要望を行っています。それは国への働きかけ、今懸念されている部分の国への働きかけを要望しております。

それと、全国町村会ですけれども、11月20日に大会を開催しました。ここで決議や要望の決定をしております。その後、すぐに関係省庁への要望を行っているということで、今言われております要支援者への支援の見直しに当たっては、例えば町村の財政状況等により事業の実施に格差が生じないようにとか、そういうことで、それとあわせて、全てを町村の判断に委ねるのではなくて、国の責任でやるべきだということ、あるいは特別養護老人ホームの入所の問題、これはやはり住宅事情等によっていろいろあるわけありますので、簡単に要介護3以上、こういうことにならないように、こういう要望を行っているということです。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 私の方からは、特別警報に関しましての処分について、その程度と考えるのかというご質問でございますが、処分をするようにということを言われているのかどうかをお聞かせいただきたいというのと、ホームページで速やかに町としての見解を述べておりますので、そういう広報での掲載については考えていません。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 西島総務課長。

理事(西島栄治) 谷田議員のご質問ですけれども、地域防災計画の修正については、24年度でデータをいただいて、それをこの10月に防災会議に回ってきました。今、谷田議員から言われているのは、80万の修正とごっちゃにしているのじゃないかというようなことですが、この当初の80万の予算化につきましては、今25年度で修正箇所がある内容につきまして修正を予定しているところでございますが、先ほども答弁で答えさせていただいた特別警報、それから、また災害対策基本法が一部改正をされまして、その内容等、例えば避難所情報発令のあり方や伝達の手段、また浸水想定区域内の避難所の開設をどうするのかと、そういう改正がございまして、それを今年度中に修正をしていきたい、その費用が80万円でございます。

それから、配布は予定してないかということで、これについては、配布に

については24年度の関係も、配布については予定をしておりません。ですから、先ほども答えたように、今年度の修正が終わり次第、また住民にはホームページ等で掲載できないかということで検討をしているところでございます。

それから、無線の関係、防災行政無線の関係でどういう内容だったかということではありますが、予定価格より低入札という入札になりまして、それに基づいて事情聴取というのか、意見を聞くという場を設けまして、かなり開札日から契約まで時間がかかったところでございます。

それから、防災広報車というのか、伝達の方法なんですけども、町としても先ほども答えているように、いろんな複数の手段で住民に伝達を行うということで先ほど答えさせていただきました。この台風18号のときに青谷川が決壊のおそれがあるということで避難勧告を出して、消防団、また職員も戸別に訪問するなど、広報車でも回って、早く避難をさせるためにやるというのが私は一番最善ではないかなという、今回そういう台風18号で避難勧告を出したときに、そういうなのが私、担当としては証明されたのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 脇本課長。

企画財政課長（脇本和弘） 谷田議員のご質問にお答えいたします。

まず、空き家数の関係でございますけれども、この空き家数につきましては、家屋数は固定資産の関係の概要調査なりの数字で家屋数を見ているので、課税物件の件数であります。ですから、公営住宅については件数は含んでおりません。その中で約70件というふうなことを申し上げましたが、その空き家というふうな定義は何かとおっしゃられてますが、それはいろいろ公共料金の使用等々の現状もあろうかと思いますが、井手町においては、幸い水道料金がうちの方でわかる範囲でございますので、そちらで家屋はあるけれども、水道の使用量が少ない、もしくはゼロであるとか、閉栓しているとかいうふうなことの把握をもって約70件と、空き家と思われる家屋が約70件と申し上げたところでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) 24年度の予算、決算がもう打たれた後で、24年の修正をまだやってたというのはおかしいん違いますか。やっぱりそれはちょっと指摘をしておきたいと思います。

町長は、町村会でもいろいろ要望しているとおっしゃいまして、介護保険の問題ですが、11月20日に全国の町村会が要望された内容もホームページに載ってますから見せていただきましたけども、あくまで国がこういうふうに介護保険を改悪される内容を認めた上で、その中でこういうことはどうしますか、こういうことについてはどうなるのかと、あくまでそうなんです。だから、もうそれでは地方はもちませんよというようなことを、やはりやめてくれというようなことを市町村を預かる立場で求めてほしいということ要望して終わります。

議長(村田忠文) これで一般質問を終わります。

次に、日程第5、報告第13号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 脇本企画財政課長。

企画財政課長(脇本和弘)

(報告第13号を朗読説明)

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中村建設課長。

理事(中村秀一)

(主な事業の説明)

議長(村田忠文) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) この改修は、9月16日の大雨で体育館の軒の下に張ってあったパネルが落ちたと、その改修のみですか。中学校の体育館は、全面建てかえされたのは何年でしたか。わずかまだ5年ほどではないんですか。

今回のその大雨の影響で軒先が壊れたことについて、施工業者の責任はどうか、問えないのか。一般の住宅でも瑕疵担保期間10年はあるわけですよ。こんな大きな、しかも体育館なんか避難所にまた活用しなあかんようなところですけど、それはこんな施工で大丈夫なのか。

それと、体育館の管理ですけども、大雨が降ったときに見にいきましたら、窓がいっぱいあいたままだったんですよね。あれで中へ吹き込まへんかったんかなというのも思うんですけども、その後も、このごろ寒くなってきてしめてあるんですけど、それでも二つほど窓、ずっとあいたままなんです、体育館。あれは何かあけとかな、換気上あけとくというような、そういう管理方法になってるのか、教育委員会、把握されているんだったらお願いします。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 小川学校教育課長。

学校教育課長(小川淳一) ただいまの谷田議員のご質問にお答えいたします。

今回の計上させていただきました予算にかかわる改修内容につきましては、泉ヶ丘中学校体育館の屋根裏の軒にかかりますパネルの改修ということでございます。体育館の建築年度につきましては平成19年度であります。業者の責任ということでございますけれども、9月16日にこの台風の被害がありまして、翌々日、9月18日に設計業者並びに施工業者を呼びまして、現地におきまして状況確認をし、設計業者並びに施工業者に今回の原因と思われることについて聴取したところ、今回のパネルの落下等につきましては、屋根の軒どいの雨水の処理ができておらなかったということが現状から見受けられると、そういったことで、処理のできなかつた雨水がのき裏のところに入り、それがたまつた状況の中で、その重さによりパネルが落下したものであるということであります。

それで、その雨水が排水できなかつたという原因につきましては、後日、パネルの落下物等の撤去の際に屋根の近くまで上る機会によりまして、私も確認したところ、とゆに、体育館北側にあります樹木の葉っぱ等が堆積をしておりまして、それが軒どいから縦どいに行きます、排水されます管のところまで堆積していたことによって、ふたをしている状況になって、雨水を排水し切れなかつたというような状況から、その雨水が軒裏に回つたということ

の原因かということでもあります。そうしたことでありましたので、設計上の雨水の排水の計算上は問題ないということで設計者の方からも確認しております。

それと、最後の体育館の窓の関係ですけれども、現在2カ所ほどですけれども、まだあいた状況になっておるということで、これは学校の方にも指示をしまして、早急に改修をするようにということで指示をしております。今原因として考えられるのは、そのワイヤーの部分で少し油切れが起こっているというような状況が一部にあるということで、窓がしまらないということで聞いております。

以上でございます。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） そしたら、その設計上も施工上も問題なかったと、雨どいに葉っぱがいっぱい詰まってたからこんなことが起こったというのやったら、町の管理責任じゃないですか。後、どうするんですか。そんなもの、今後とも、いつやったら物すごい葉っぱ落ちますよ。どうするんですか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 小川課長。

学校教育課長（小川淳一） ただいまのご質問にお答えします。

今回の改修内容で検討しておりますのは、まず、葉っぱが詰まったりして排水ができないという状況をこちらが目視して確認できる方法として、現在のとゆと、もう一つとゆをつくりまして、とゆの一定の量に達したところで、その新しく設けるとゆから排水がされると、その排水の状況を見て軒どいが詰まっている状況が考えられるという判断ができるものを検討しております。

また、とゆ詰まり等の堆積物については、過去の経過を調べますと、2年に1度ぐらいの掃除をしてきたという経過を確認しております。今後、そういったものについては予算を組みながら検討するということを考えておりますし、それと、北側の樹木等については伐木を検討しているところでございます。

以上でございます。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） これですべて質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、報告第13号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第13号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員です。したがって、報告第13号は承認することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。13時より再開いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 0時58分

議長（村田忠文） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第6、議案第38号、平成24年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件から、日程第8、議案第40号、平成24年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの3件を一括議題といたします。

本3件に対する委員長報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 木村武壽決算特別委員長。

12番（木村武壽） 12番、木村武壽です。平成24年度決算特別委員会委員長報告を行います。

ただいま議題となっております議案第38号、平成24年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件、議案第39号、平成24年度井手町水道事業会計決算認定の件並びに議案第40号、平成24年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件の3件につきまして、本決算特別委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る9月30日の9月定例会におきまして、議会選出の監査委員を除く9名の委員をもって構成する決算特別委員会が設置され、議案第

38号から議案第40号までの3件の決算認定の件が付託され、閉会中の継続審査となっていたものであります。本3件はいずれも井手町における平成24年度の予算執行実績や行政実績並びに行政全般について執行されました決算認定の件でございます。

本決算特別委員会は、去る10月2日、3日の2日間にわたり招集いたしました、10月2日9名、3日8名の委員出席のもと、汐見町長以下町関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われたところでございます。

決算審査では、一般会計の歳出の部から各款別に質疑を行った後に歳入の質疑を行い、次に特別会計の質疑につきましては各会計別に歳入歳出全般にわたり質疑を行い、最後に総括質疑を行ってまいりました。

次に、審査内容の報告等に入るわけではありますが、議会選出の監査委員を除く全議員が委員となっておりますので、審査の過程で出ておりました質疑の内容等の報告及び討論の報告は省略させていただきますので、よろしくお願い致します。

次に、質疑並びに討論の終了後に本案に対する採決を行ったところであります。

それでは、本決算特別委員会における審査の結果についてご報告申し上げます。

議案第38号、平成24年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件につきましては、賛成多数をもって認定され、議案第39号、平成24年度井手町水道事業会計決算認定の件、議案第40号、平成24年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件の2議案につきましては、賛成全員をもちまして認定すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。

平成25年12月13日、決算特別委員会委員長、木村武壽。

以上でございます。

議長（村田忠文）　ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) まず、原案に対する反対の発言を許します。

谷田議員。

11番(谷田 操) 11番、谷田です。

ただいま議題になっています第38号から第40号の3議案のうち、井手町一般会計決算、国民健康保険特別会計決算、後期高齢者医療特別会計決算、介護保険特別会計決算に反対する立場から、第38号議案に反対、第39号、井手町水道事業会計決算、第40号、井手町多賀財産区特別会計決算には賛成の立場で討論いたします。

2012年度一般会計決算を見ますと、職員は少ない正規職員で給与も削減される一方、町長はじめ特別職の報酬はそのまま、高級町長専用車などの無駄を放置してきました。理事と課長の兼務で管理職を減員する方向での機構改革については、効果を見守っていきたいと思います。

前線で頑張る職員数を適切に確保し、月に60時間を超えるような超勤は解消するよう努力すべきです。

人口減少対策は待ったなし、特に空き家・空き地等の対策は緊急に進めなければなりません。

JR奈良線の複線化問題では、自治体負担は適正に抑えるとともに、山城多賀駅のバリアフリー化、エレベーター設置など、住民のためになる町の事業は先行して進めるべきです。

税の滞納は、年度途中にもかかわらず、納付期限を過ぎると京都府税機構に債権が移管され、必ず税機構に出向くことという対応になっています。差し押さえが町税でも国保税でもふえています。身近な役場でこそ、きめ細かな相談に応じることが出来ます。機械的に税機構に出向かなければならないとするのは問題ではないでしょうか。

防災対策の強化は急務です。ことし9月16日の豪雨に際し、特別警報が住民に周知されなかった事実は重大です。徹底的な検証を行い、避難所や備蓄場所の見直し、浸水対策を強化すべきです。

エネルギーに関しては、PPSなど小規模電力事業者からの電力購入で電気代の節減を図ること、町みずからが電力事業者となって再生可能エネルギーをつくり出すことも検討するべきではないでしょうか。

京都府の老人医療制度は、所得の少ない高齢者世帯の医療費の窓口負担を1割に軽減するすぐれた制度で、本町では対象年齢者の57%が活用しているということが決算審議の中でわかりました。国の社会保障改革のプログラム法は成立してしまいましたが、実態として、府の老人医療制度を後退させることのないよう特段の配慮を府とともに進めてください。

ゼロ歳児保育は、2012年度も定員の6人に達し、途中入所は保証できていません。ゼロ歳児保育の定員増について、募集要項では3人増員予定と発表されましたが、生まれる時期によって保育を受ける権利に差が出ないよう、途中入所の保証をお願いいたします。保育現場は多くの非正規職員に支えられている現実があります。職員はできるだけ正規化するとともに、非正規職員の処遇改善を求めます。

学童保育も、保護者のニーズにあわせて、時間延長と指導員の正規化など、処遇改善でより豊かな内容を保証すべきです。

小・中学校の就学援助の決定について、2005年度から就学援助法施行令から民生委員の助言を求めることができるとの文言が削除されました。法的な根拠がなくなったことにより、民生委員の助言を求めない自治体が全国的に広がっています。例えば、住民税は非課税であるとか、児童扶養手当の支給を受けているなど、申請書に記入すれば認定理由が確認できるので、民生委員の助言は必要ありません。子供の貧困化を防ぐためにも、プライバシーに配慮しつつ、全ての保護者に就学援助制度を周知し、明確な援助基準を示し、必要な児童・生徒に援助の手が届きやすくなるよう改善をしてください。

住民の健康を守る対策を進めることは医療費の削減につながり、国保会計の健全化にも役立ちます。子供のインフルエンザワクチンへの助成や、最近ふえている前立腺がん検診なども実施し、検診対象者にはきめ細かく案内して、制度をきちんと生かすべきです。

国民健康保険会計では、証の更新によっても未交付世帯が生じないように、最大限の努力をお願いします。保険証がなければ命にかかわります。納付相談は必要ですが、資格証の発行や滞納保険料の納付を短期証発行の条件とすることは、引き続き行わないでください。

年度途中での収入激減者の保険料減免、窓口での一部負担金減免制度をつくる必要があります。脳虚血性疾患で後遺症の残る人がふえています。人間

ドッグ助成に加え、脳ドッグ助成も加えるべきではないでしょうか。

後期高齢者医療特別会計では、2012年は5%の保険料値上げとなりました。この制度では2年ごとに必ず保険料が上がります。早くもとの老人医療制度に戻した上で年齢差別のない制度に改善するべきという立場で反対します。

介護保険特別会計では、2012年度は保険料が12%から15%大幅に値上げとなりましたが、決算では5,000万円を超える黒字となっています。行き過ぎた値上げであったと言わざるを得ません。本町の保険料の徴収区分は、保険料軽減のために設けた特例段階でも軽減率が少なく、低所得者に配慮したものになっていません。基準額以上の課税世帯では、収入に応じた負担となるよう、段階区分をもっと細かく多段階にするなどの配慮が必要です。

以上のような理由で第38号議案に反対、第39号、井手町水道事業会計決算、第40号、井手町多賀財産区特別会計決算には賛成をいたします。

以上です。

議長（村田忠文） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 岡田議員。

4番（岡田久雄） 4番、岡田久雄です。

ただいま議題になっております平成24年度井手町一般会計決算並びに特別会計決算につきまして、認定すべきであるという賛成の立場から討論を行います。

平成24年度の日本経済は、東日本大震災からの復興需要や国が打ち出した政策効果等により、夏場において回復に向けた動きが見られました。しかし、世界経済の減速等を背景として、輸出や生産が減少するなど、景気は弱い動きとなり、底割れが懸念される状況になりました。

こうした状況に対し、国は平成25年1月に大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢による日本経済再生に向けた緊急経済対策を策定しました。本対策による政策効果に加え、世界経済の緩やかな持ち直しが期待されることから、我が国経済は緩やかに回復していくと見込まれています。

一方、財政面では、2013年6月末時点で、国の借金が前年同期末に比

べて32兆円超ふえて、初めて1,000兆円を突破したと財務省は発表しております。なお2012年度末で991兆6,000億であります。依然として危機的な国の財政状況にあります。地方自治体を取り巻く財政環境においても、継続した国庫補助負担金の縮小や削減、地方交付税の見直しが行われるなど、依然として厳しいものがあります。

こうした状況の中、本町の平成24年度の一般会計、特別会計決算では、持続可能な行財政システムの構築を目指し、事務事業の見直し等さらなる経営改革に積極的に取り組みつつ、第4次井手町総合計画に掲げている自然を守り生かす、人とつながりを育てる、暮らしを守り活力をつくるという三つの基本理念のもと、重点戦略を中心に限りある資源を各分野において重点的かつ効果的に配分し執行されました。

歳入面では調定額42億6,793万5,000円、収入済額40億9,838万2,000円、不納欠損額498万円、収入未済額1億6,457万4,000円であり、不納欠損額は前年度比170万4,000円増、収入未済額は前年度比453万7,000円の減となっています。町税の決算額は8億7,555万9,000円で、前年度比2,183万7,000円の減額となっています。しかし、京都税機構と連携しながら町税などの徴収努力をはじめ、国や京都府補助制度による財政援助など、ありとあらゆる面で歳入確保に努力されているところがうかがわれます。このような努力に対し、高く評価をいたします。

歳出面においては、経費全般の節減はもとより、限られた厳しい財源の中で創意と工夫により積極的な施策の展開が行われています。総務関係では各区に対する公民館改修補助、特別会計に対し財政運営の円滑を図るため、公共下水道会計、国民健康保険会計、多賀水道会計、介護保険会計、後期高齢者医療会計などへの繰り出し、中学生夢・未来支援国際交流基金に積み立て、人口減少を食い止めるための検討委員会や交通安全施設整備、JR奈良線高速化・複線化事業の第2期工事の共同調査負担金など、住民の要望に応えた評価できるものであります。

民生関係では、障害者自立支援事業費や障害者施設通所交通費助成金、公共施設のバリアフリー整備、訪問入浴等の委託、敬老事業や老人クラブ活動助成、高齢者見守り活動事業、重度心身老人健康管理など、身障者、高齢者に対する数々の支援が実施されています。また、保育環境の整備として、子

供3人目以降の保育料無料化や中学校卒業までの医療費無料化などの子育て支援対策の拡充が図られています。

衛生関係では、住民の健康づくりのための各種保健事業の実施、環境対策として家庭から流れる家庭雑排水や工場の事業活動による町内河川の汚濁防止並びに旧新四郎山ごみ処分場からの雑水の水質検査、ごみの減量化・資源の再利用のための完全分別収集の実施、墓地崩落防止のための調査など、住民からの要望に応えた事業が実施されています。

農林関係では、有害鳥獣駆除、茶業振興対策、自然休養村管理センター施設整備や、豊かな緑と清流を守る森林整備などの事業が実施されています。商工費では町商工会振興事業や桜まつり支援事業、まちづくりセンター管理、野外活動センター管理など、土木費では各道路の改良事業、下排水路改修、玉川砂防公園整備など、住民の生活を守る暮らしの周辺整備が多く実施されています。

消防費では、住民の防災意識の高揚と災害に強い安心・安全なまちづくりのため、地域防災計画修正案、消防車庫整備、防災空地整備などの事業が実施されているとともに、災害を想定しての自主防災組織、消防団、行政との連携による防災訓練など、計画的に実施されており、評価すべきところが随所に見られます。

教育関係では、チャレンジ学習事業やジョイントアップ推進事業、泉ヶ丘中学校国際交流海外派遣事業、井手小学校フェンス改修、トイレ改修、給食センター施設整備など、教育施設の充実や環境整備に積極的に取り組まれています。

以上のように、歳出内容はどこまでも住民要望に最大限に応えられるよう、町長、職員が一丸となって努力されているところがうかがえる決算であると思います。その結果、一般会計では歳入総額40億9,838万2,000円に対し、歳出総額36億5,975万5,000円、歳入歳出差し引き額では4億3,862万7,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源1億2,958万6,000円を差し引いた実質収支額は3億904万1,000円の黒字となる。これらの黒字決算を見るときに、町長、町職員の努力の賜物と高く評価するものであります。また、財政健全化審査意見書の健全化判断比率の四つの指標も良好な数値であり、健全な財政運営に努められているところが見受けられます。

特別会計に関しましても、少子高齢化が進み、財政状況が厳しい中ではありますが、大変努力していただいていることは高く評価するものであり、今後も財政健全化に努力していただきたいと思います。

以上の観点から、平成24年度一般会計並びに特別会計の決算の認定に賛成をいたします。

以上です。

議長（村田忠文） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） これで討論を終わります。

これから、議案第38号、平成24年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は举手願います。

（賛成者举手）

議長（村田忠文） 举手多数です。したがって、議案第38号は認定することに決定しました。

これから、議案第39号、平成24年度井手町水道事業会計決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は举手願います。

（賛成者举手）

議長（村田忠文） 举手全員です。したがって、議案第39号は認定することに決定しました。

これから、議案第40号、平成24年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は举手願います。

（賛成者举手）

議長（村田忠文） 举手全員です。したがって、議案第40号は認定することに決定しました。

次に、日程第9、議案第54号、平成25年度井手町一般会計補正予算（第

6回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 脇本企画財政課長。

企画財政課長(脇本和弘)

(議案第54号を朗読説明)

議長(村田忠文) 続いて、主な事業の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中村建設課長。

理事(中村秀一)

(主な事業の説明)

議長(村田忠文) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中坊議員。

10番(中坊 陽) 10番、中坊です。

12ページの文化財保護の府指定文化財助成金は、これはどのようなことに助成されるのか。

それと、主な事業の中の5番の井手地区農地災害復旧事業なんです。この事業内容がふとんかご工となっているんですけど、これはどのような工法なのか教えてください。

議長(村田忠文) 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 木村社会教育課長。

社会教育課長(木村坂次) 中坊議員の12ページにあります府指定文化財助成金についてのご質問ですが、この府指定文化財助成金については、当初予算で27万5,000円の予算を組んでおりましたが、今年度、高神社舞殿修復工事や舞殿火災報知機設備工事、地蔵院しだれ桜樹勢回復事業、玉津岡神社境内倒木の緊急伐採事業など、緊急及び重要な対象事業が多くありまして、予算が不足したため、今回補正を行ったものであります。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 池田次長。

教育次長（池田清隆） 失礼します。

今回の助成事業といたしまして、高神社の舞殿修復工事に助成するのが1点、それと玉津岡神社の補正ということで、今申しました部分の伐採分、それから、しだれ桜の保存事業に助成する、あわせまして高神社の舞殿に火災報知機等の分も含んで、事業として助成していこうという予算でございます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 中坊議員の2点目のふとんかご工についてお答えいたします。

ふとんかご工と申しますのは、金網で基本的な大きさが、長さが2メートル、奥行きが1メートル20、高さが80センチという形で、ふとんのような形をしています。その中に古石等を詰めまして、水が流れてきても、その水だけを流して土はとめるというような工法でありまして、それを順々に積んでのり面を保護するという工法であります。

以上です。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 岩田議員。

5番（岩田 剛） 今回の補正で上げられました5カ所の災害復旧工事ですが、けれども、おのおのの完了予定、見込みというんですか、いつごろ完了するんでしょうね。見通しをちょっとお願いします。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 災害復旧事業の工事の見通しではありますが、査定が今終わりました、事業費が確定をしてきたところでございます。京都府とも協議をしておりますが、これからの補助ということになりますと、繰り越しを前提とした予算配分ということになります。一般質問でもお答えしましたが、できるだけ早くということで考えているところでございまして、特に公共土木施設事業の道路につきましては、位置図をごらんいただいてもわかりますとおり、同じ路線が順々に被災を受けています。一番手前の1カ所を完了して次に行くというような形になるので、工期についてはそれぞれかかるかな

というふうに考えておきまして、今のところ完成時期につきましては、できるだけ早く完成したいというように考えているところでございます。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 今、建設課長申し上げたとおりであります。産業にかかわります岡田池、3番の大正池取水堰等災害復旧事業の中の岡田池水路排土工事というのがございます。これと浜鐘付ポンプ配電盤修繕、これらについては、春の田の田植え時期に間に合うようにということで、先ほど申し上げた災害査定を受けまして、補助決定が来るまでの間に、決定前施工という、指令前着工とも言いますが、そういうことを視野に入れながら、できるだけ早く、春先に間に合うようにということで考えておきまして、最終日にそれらを早く着工するための議案等も追加で議案しながら、できるだけ早くやらなきゃならないところについては、事業に着手したいと考えておるところでございます。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） ページ数で10ページですけれども、知事選挙と井手町の議員の選挙の費用がありますけれども、以前、他の議員の方の質問の中で、期日前投票のときに申請書をその場で書くんじゃなくて、事前に配布をするというので、入場券の裏に印刷するとか、そういうことも考えるというような話があったんですけれども、入場券というのは非常に小さいですし、はがきサイズですから、あそこに申請書を裏に印刷するなんていうと、もう細かくて逆にかえって意味がないというか、別につけられる方がいいとは思ってますけれども、その辺は知事選挙や井手の議員選挙で間に合うのか、そういうふうにやろうというふうにお考えなのかどうか。

それと、同じく10ページで、子ども・子育て支援制度の対応のためのシステム改修ということで、債務負担行為で2年間の事業ということで枠をとられておりますけれども、これはどういう制度の改変とかに対応することが必要なのか、システムを改修するいうたら非常に大がかりな気がするわけですけど、36万円ぐらいでできるというのはどういう内容なのかお尋ねします。

それと、11ページですが、先ほどありました、その浜の配電盤の復旧とか、それがこの農林水産業費の6款の農業振興費のところに入っているのかなと思うんですが、てん茶工場の浸水被害の復旧というのもありましたし、これの内訳はどうなっているんでしょうか。

それと、12ページ、先ほど説明のあった府の指定文化財の助成金ですけども、高神社の舞殿の修復・火災報知機、それから地藏院のしだれ桜の樹勢回復、玉津岡の倒木等の撤去等で、27万5,000円というのが当初ついてて、それで足りないので100万ということは、総額127万5,000円でそれだけの事業をされるということなのか、それぞれの助成額の内訳をお願いします。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 西島総務課長。

理事(西島栄治) 谷田議員の1点目の入場券の関係であります。以前に他の議員から入場券の裏に宣誓書を印刷できないかと、時間の短縮と家でも書けるということできないかという質問があった折りに、選挙管理委員会で前向きに検討していきたいという答弁をしたところでございます。

今現在、その入場券、コンピューターでやっていますもので、その裏にできるかどうかということを検討しております。確かに宣誓書A4版がそのはがきサイズになるということで、字は小さくなるんですけども、何とかいけるのかなというふうには考えております。今後、選挙管理委員会を開催しまして、そこで協議をし、決定していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 11ページの農林水産業、共同利用施設災害、これがお茶の生産の関係の茶の棚と製茶機械等の補助金でございます。棚につきましては府補助が2分の1、製茶機械は10分の3、3割ということで、合計380万を災害復旧事業として出すものでございます。

次に、浜鐘付ポンプの災害復旧の関係でございます。これにつきましては、予算書で申し上げますと、12ページの災害復旧費、農業施設災害復旧費の

大正池取水堰等災害復旧事業 575万、これの内訳ということでご質問ということで答弁を差し上げます。この内訳は、岡田水路排土が175万円、浜鐘付ポンプが120万円、大正池排土工事が240万円、取水堰下側工事が40万円、合わせまして575万円の内訳でございます。

以上であります。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 木村社会教育課長。

社会教育課長(木村坂次) 谷田議員の府指定文化財助成金についてのご質問にお答えいたします。

この助成金の額ですが、総額はあくまで見込み額ですが、127万5,000円であります。その内訳といたしまして、高神社舞殿修復工事の町の助成金の見込み額につきましては85万5,000円、高神社舞殿火災報知機設備工事の町の助成金の見込み額は5万6,000円、地藏院しだれ桜樹勢回復事業の町の助成の見込み額は24万2,500円、高神社境内木伐採事業の町の助成見込み額は5万6,000円、高神社境内倒木緊急伐採工事の町の助成見込み額は5万6,000円……。

(発言する者あり)

議長(村田忠文) 聞かれたやつだけで言ってください。

社会教育課長(木村坂次) 高神社舞殿の修復工事の町の助成見込み額85万5,000円、高神社の神社境内木伐採事業の町助成見込み額は5万6,000円……。

議長(村田忠文) この際、暫時休憩します。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時50分

議長(村田忠文) 休憩前に引き続き、再開いたします。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 木村社会教育課長。

社会教育課長(木村坂次) 失礼しました。

まず、高神社舞殿修復工事の町助成見込み額は85万5,000円、玉津岡神社境内倒木緊急伐採工事の町の助成見込み額5万6,000円、地藏院しだれ桜の樹勢回復事業の町助成見込み額24万2,500円、高神社舞殿火災報知機設備工事の町助成見込み額5万6,000円であります。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 嶋田住民福祉長。

住民福祉課長(嶋田昌弘) 谷田議員のご質問にお答えします。

10ページの子ども・子育て支援制度対応システム改修についてでございますが、これにつきましては、現在稼働しています保育台帳システムを今回、平成27年度の施行されます子ども・子育て新制度の業務を円滑に行うために、今回システムを改修して構築するものでございます。

これにつきまして、制度、今現在、国の方では検討をされているということの中で、国の方から平成25年、26年の2カ年をかけて改修をすることということで通知が来ております。その中の今回、平成25年度分の改修をし、全体では約126万程度の費用がかかるということで、債務負担行為で90万を計上させていただいているところでございます。

そのシステムの主な今回の改修内容につきましては、これまで保育園運営の中では、保育に欠ける児童を入所さすという形でございましたが、これからは保育を必要とする児童を施設で措置をするという形になります。入所するまでの間に、その保育を必要とする子の認定を先にします。その認定をして、認定証を交付して、それを持って入所申し込みをしてもらうという事務に大きく改革されるということで、それに伴うシステム化を行うことと考えております。

それ以外には、施設・事業者の許可事務とか、また、国・府への報告・情報等を共有する事務等のシステムの改修をしていくところでございます。

以上でございます。

議長(村田忠文) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 丸山議員。

9番(丸山久志) 11ページの衛生費、委託料460万円ですが、墓地維持管理委託料となっておりますが、こういった内容のものかお聞きします。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 墓地委託料の460万円でございますが、本年度に入りまして、井手の共同墓地の一部から、井手町が使用を許可している墓地でございまして、その地盤が緩んできて墓石が傾いてきているという苦情が実

はございました。現地確認をいたしますと、その1件の墓の敷地だけではなく、その一画がどうも川側に傾いている、地盤が傾いているのではないかということが見てとれましたので、専門の調査会社に見てもらったところ、そのおそれがあるということから、今回地質調査・測量等の関係経費を組みながら、それらに基づいて今後対策を立てていくというための調査の委託経費でございます。

議長（村田忠文） ほかに。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 岩田議員。

5番（岩田 剛） 11ページの衛生費の城南衛管に対する負担金補助の167万1,000円計上されてますが、これの内容ですね。関係市町の全部合わせますと全額でどれぐらいになるのか、当町の負担割合がどれぐらいになるのか、この資金の使い道、なぜこれが発生したのか、ちょっとご説明お願いしたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 城南衛生管理組合に対します負担金補助及び交付金の167万1,000円、本町の内訳でございます。

まず、この経費の発生をいたしました城南衛生管理組合の補正予算で、折居清掃工場における基準値を超える排気ガス発生等の事案を受けて、濃度計を新設する経費、これが5,955万6,000円余り、また、緊急の老朽対策として機器購入が1,291万5,000円余り、合計7,247万1,000円余りが計上されております。

また、奥山埋立地処分地の排水処理に関する事案を受けて、浸出水を外部での産廃処理を行わせる必要な経費として3,570万円などが経費として発生したということから、今回、総額で1億3,537万3,000円の補正が組まれたところでございます。これらに対応する歳入として決算余剰額7,080万5,000円、それから、それらを計上しながら、差し引き財源不足額6,456万8,000円を構成市町から分担金として計上されており、うち本町の負担金が今回計上いたしました167万1,000円となるものでございます。

以上であります。

議長（村田忠文） ほかに。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） 11ページの6款、農林水産業費の農業振興費のうち
の農林水産業共同利用施設災害復旧事業補助ということで、先ほど説明あつたのは、割合だけ言われたので、実際幾らずつの補助かというのが聞きたいんですが、そのてん茶工場は共同利用施設ですよ。これに当てはまるんだらうなと思うんです、それに幾らなのか。茶園の柵という説明があつたんですけど、茶園の柵というのは、茶園というのは、それぞれ個人で経営されていると思うんですけれども、それがこの共同利用施設ということで補助が出るのか、そちらは幾らなのかお願いします。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 今回の農林水産事業の共同利用施設災害復旧事業というのは、3戸以上の農業者が組織する団体に対して京都府より助成金が交付されるというものでございます。今お尋ねの柵につきましては、3軒の農家の方が700万円の被害を受けられたということで、その2分の1、350万円、それから製茶工場の機械が100万円、これの10分の3、30万円、あわせて380万円でございます。

以上であります。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第54号、平成24年度井手町一般会計補正予算（第6回）を採決します。

議案第54号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員です。したがって、議案第54号は原案のとおり

り可決されました。

次に、日程第10、議案第55号、平成25年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 加賀山保健医療課長。

理事（加賀山睦）

（議案第55号を朗読説明）

議長（村田忠文） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第55号、平成24年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）を採決します。

議案第55号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は12月20日金曜日午前10時から会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時02分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 村 田 忠 文

署名議員 丸 山 久 志

署名議員 岡 田 久 雄